文京区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月二十二日

文京区長　成澤廣修

文京区規則第九十号

文京区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

文京区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（令和七年三月文京区規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「障害児通所支援・障害児入所支援指定（更新）申請書（別記様式第一号）」を「児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和七年こども家庭庁・厚生労働省告示第三号。以下「告示」という。）別紙様式第一号」に改める。

第四条第一項中「障害児通所支援・障害児入所支援指定（更新）申請書」を「告示別紙様式第一号」に改める。

第五条の見出しを「（変更の申請等）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「変更届出書（別記様式第七号）」を「告示別紙様式第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第二十一条の五の二十第一項又は法第二十四条の十三第一項の規定による指定の変更の申請は、告示別紙様式第一号により行うものとする。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号　削除

別記様式第七号を次のように改める。

別記様式第７号　削除

付　則

この規則は、公布の日から施行する。